

小国町告示第74号

令和8年度の公示送達について

令和8年7月30日

小国町長 仁 科 洋 一



小国町税条例(昭和63年小国町条例第5号)第7条の規定により、下記のとおり書類を保管し、請求により交付することができる旨公示する。

この公示の日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

記

1. 送達すべき書類の名称

令和8年度町民税・県民税・森林環境税	税額決定通知書
令和8年度町民税・県民税・森林環境税	納税通知書

2. 送達を受けるべき者の住所、氏名

山形県西置賜郡小国町大字叶水826番地
KIM HANKYUL

3. 納期の変更

地方税法第364条第9項において定められた送達時期を経過しているため、第1期納期分を第2期納期分へ合算し、計3期により課税する。